

目標3 選べる自由が感じられる多彩なケア

～安全・安心・自己決定できるまちづくり～

本市において、介護などのケアの必要性が高まってくる85歳以上の人口は、今後も令和22(2040)年頃まで増加が見込まれています。中長期的に将来を見据えると、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による、地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を強化して、地域の実情に応じた取り組みがそのまま重要となります。

令和4(2022)年度に実施した高齢者実態調査において、できるだけ最期まで自宅で過ごしたいと回答した方が6割を超えることから、多くの方が住み慣れた地域で暮らし続けたいと感じている現状にあります。介護が必要な状態になっても、高齢者本人の意思が尊重され、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護サービスなどの活用により、人生の最終段階まで切れ目のないケアを提供できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

そのためにも、本人の選べる自由が感じられる多彩なケアを推進し、安全・安心・自己決定できるまちづくりに取り組みます。

施策の方向性1 不安を安心へ

- 地域包括支援センターと、保健・医療・福祉・介護・地域関係者が連携して地域包括ケアシステムの深化・推進に努めるとともに、身近なところで誰もが気軽に相談できる体制づくりや、地域包括支援センターにおける業務の負担軽減や質の向上に係る取り組みをふまえつつ人材確保・人材育成を進めます。また、地域ケア個別会議や地域支援コーディネーターとの連携を通して、支援策の強化や質の向上を図ります。
- 本人や家族等の希望や心身の状態に応じた場所での暮らしを選択できる環境を整えます。併せて、病気や障害を抱えながらも、自宅や住み慣れた地域での暮らしの安心を守るために、医療と介護の連携による充実した在宅療養の支援体制を構築します。例えば、在宅を中心に入退院を繰り返し、「ときどき入院、ほぼ在宅」状態となっても、「治し、支える」医療と介護の連携により、切れ目なく必要な医療やケアを受けることができる支援体制づくりを進めます。
- 年齢とともに衰えてくる身体の機能低下に対して、早い段階からその変化に気づき、介護予防や健康づくりに取り組んでいけるよう、支援拠点を設置し医療機関等と連携しながら、身近な地域でリハビリテーションについて気軽に相談ができる体制を整えます。

1 地域包括支援センターの機能充実

【施策の方向性】

高齢者に関する相談の中には、高齢者自身に対するものだけでなく、「介護」「育児」「病気」「終活」「生活困窮」などを含む複合化・複雑化した課題もあり、世帯丸ごとの対応が必要です。

このため、地域包括支援センター等を中心に保健・医療・福祉・介護・地域関係者が連携し、相談機能の充実に取り組んでいきます。

また、介護を担う現役世代を対象に、相談窓口としての地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」の一層の周知を図るとともに、ICT技術を活用して身近なところで誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

さらに、地域包括支援センターにおける専門職の確保や人材育成については、地域の特性に配慮した柔軟な職員配置や関係団体との連携による人材確保に努めるとともに、職員研修をさらに充実し、チームアプローチや複雑困難な事例に対する対応力など専門性を高めます。

加えて、地域ケア個別会議において、地域包括支援センターと地域関係者が連携して個別事例の検討を積み重ねることで、課題分析やケアマネジメント支援策の検討を行い、対応力の強化を図るとともに、ネットワークの構築を進めます。

【主な具体的取組み】

- 地域包括支援センター等による相談体制の充実
- 地域包括支援センターにおける機能の充実（職員の柔軟な配置 研修の充実）
- 他機関との連携強化
- 地域包括支援センターの周知（家族介護者の相談機能を周知・啓発）
- 地域ケア会議の開催
- 地域支援コーディネーターによる地域資源の把握と活用
- 重層的支援体制整備事業の実施（再掲）
- 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
地域包括支援センターの認知度	43.6%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
地域ケア個別会議の開催回数	611回	現状維持	実績	3, 5, 6

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

地域包括支援センターのしごと



2 在宅医療・介護連携の強化

【施策の方向性】

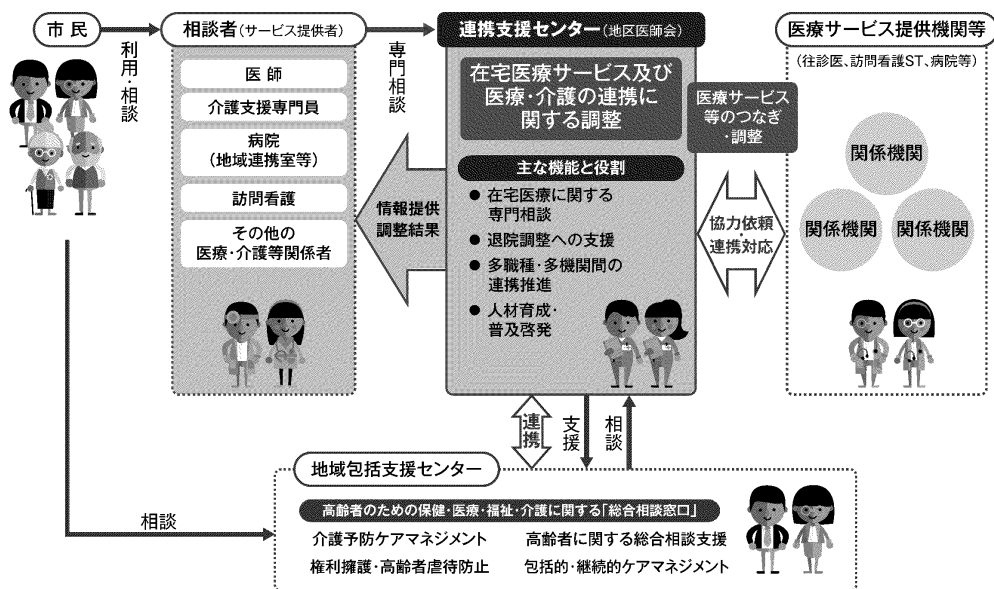
本市の医療体制は充実していることに加え、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係団体の協力により医療と介護や行政との連携は進んでいますが、高齢者が在宅生活を継続し、医療や介護のサービスが必要となった高齢者の自立を支援するためには、さらに、個々のケースにおいて医療、介護など様々な専門職が高齢者の状態に応じて多様な連携ができることが重要です。

このため、市内 5 か所の在宅医療・介護連携支援センターによる医療・介護関係者からの在宅医療に関する専門相談への対応や、各種研修会の実施など、多職種・多機関連携の促進を図ります。

加えて、通院が難しくなった場合や退院後の療養の場や方法を考える際の選択肢の一つとなる在宅医療について、在宅での緩和ケアや看取りも含め、理解度や知識が高

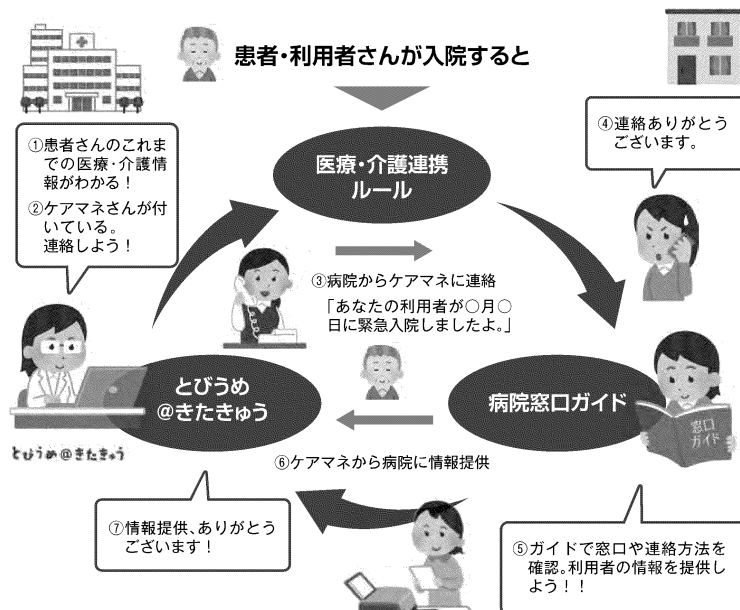
まるよう、普及・啓発を進めるとともに、人生の最終段階に受けたい医療やケアをあらかじめ医療関係者や家族に伝えるプロセスである、ACP(アドバンス・ケア・プランニング：人生会議)の周知を行うなど、病気や要介護状態となっても、住み慣れた地域で療養しながら安心して暮らし続けることができるよう、取組みをより一層推進します。

【在宅医療・介護連携支援センターによる支援・調整のフロー図】



また、在宅医療の提供（訪問診療、往診、訪問看護など）に取り組む医療機関などを検索、閲覧できる情報システムの公開や様々な手法・機会を活用した普及啓発に取り組めます。さらに、北九州医療・介護連携プロジェクト会議において策定した3つのプロジェクト（とびうめ@きたきゅう、病院窓口ガイド、医療・介護連携ルール）の普及・利用促進に努め、医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりを進めます。

【北九州医療・介護連携プロジェクトイメージ図】



【主な具体的取組み】

- 在宅医療の普及啓発（理解度を高める取組みやACPの推進等）
- 北九州医療・介護連携プロジェクトの推進（とびうめ@きたきゅうの推進等）
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及啓発
- 保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進（各区推進協議会における勉強会等）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
ACP(人生会議)をしている人の割合	32.8%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
とびうめ@きたきゅう登録者数	36,534名	70,000名	実績	5, 6
かかりつけ医を決めている人の割合	86.2%	87%	高齢者等実態調査 (一般高齢者)	6
在宅等(自宅・老人ホーム)での死亡割合	22.4%	増加	人口動態統計	7
訪問看護(介護保険)を受けた利用者数	588.2人 (令和元年)	増加	地域包括ケア見える 化システム (人口10万にあたり)	7

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 地域リハビリテーションの充実

【施策の方向性】

さらなる高齢化の進展に伴い、医療や介護サービスが必要な要介護者に加え、歩行や立ち座り等の身体機能低下やCOPD(慢性閉塞性肺疾患)等の内部障害により日常生活に支障のある高齢者も増える中で、安心してその人らしく、いきいきとした生活を続けていくためには、保健・医療・福祉・介護に従事する関係者や地域住民を含めた生活に関わる全ての人々・機関等がリハビリテーションの立場から協力し合って活動する「地域リハビリテーション」が不可欠です。

これらの取組みを市内全域に広げ、リハビリテーションの関係者が市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うとともに、地域の中で介護予防活動の充実が図られるよう、次の3つの取組みにより「地域リハビリテーション」を推進します。

＜地域リハビリテーションの推進にむけた3つの取組＞

①リハビリテーションサービスの整備と充実

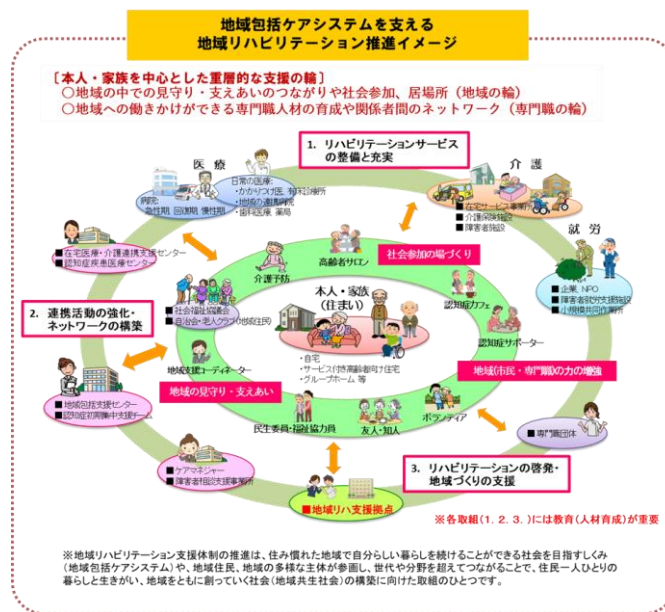
- ・ 「地域リハビリテーション支援センター」を設置し、地域包括支援センターやケアマネジャー等介護従事者を対象に相談支援を行います。
- ・ 市内の医療機関等の協力を得て、リハビリテーション専門職を派遣する体制（地域リハビリテーション協力機関）の充実を図ります。
- ・ 介護実習・普及センターを運営し、在宅生活の継続に必要な福祉用具や介護技術等の相談支援の充実を図ります。

②連携活動の強化・ネットワークの構築

- ・ 市内5つのリハビリテーション連絡協議会を運営し、地域の実情に応じたりハビリテーション関係者の連携強化に取り組めます。
- ・ 事例を通じて多職種間の連携の仕方や支援方法を学ぶ研修会を開催し、関係者間のネットワークづくりを進めるとともに、在宅生活の支援ができる人材育成に取り組めます。

③リハビリテーションの啓発・地域づくりの支援

- ・ リハビリテーション専門職が高齢者サロン等の地域活動の場に出向き、介護予防や健康づくりについて市民に具体的な方法について助言・指導等を行います。
- ・ 市民が介護を身近なものとして考えていけるよう、地域の市民センター等において車いすや自助具等の体験講座を行います。



【主な具体的取組み】

- 地域リハビリテーション協力機関の充実
- リハビリテーション連絡協議会の運営
- 地域リハビリテーションケース会議の開催
- 介護実習・普及センターの機能強化
- リハビリテーション専門職の地域派遣

＜成果指標＞

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
運動機能の低下(歩行、転倒の状態)リスクの高い人の割合	40.2%	38%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般・要支援高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
手段的日常生活動作（IADL）の能力が高い人の割合	68.7%	増加	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般・要支援高齢者)	3
地域リハビリテーション協力機関数	40か所	80か所	実績	3
地域リハビリテーションに関する研修会が日々の業務に活かせると回答した割合	98.5%	100%	実績	3
介護実習・普及センターの相談支援件数	2,537件	3,350件	実績	3
リハビリテーション専門職が地域ケア会議や地域活動に向いた回数	247回	400回	実績	3

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

4 一人暮らしの高齢者の安心を支援

【施策の方向性】

高齢者が安心していきいきした日々の暮らしを送れるよう、元気なうちに、最後まで自分らしい人生を送るための終末期の整理を自らの意思で行う終活を支援するため、関連機関と連携し、その重要性の周知・啓発に努めます。

また、一人暮らしの高齢者の安心を支えるため、一人になっても暮らせる住まいの提供、気軽に相談できる場所や見守りある環境づくりを推進します。

【主な具体的取組み】

- 終活支援（終活相談の実施、エンディングノートの啓発、死後事務委任の情報提供等）
- 市営住宅の入居・管理の適正化（市営住宅における入居機会の確保、生活援助員やふれあい巡回員の派遣等）（再掲）
- 民間による高齢者向け住宅の供給促進（高齢者向け優良賃貸住宅の有効活用、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再掲）
- 住宅セーフティネット機能の充実（公的賃貸住宅との連携、セーフティネット住宅の登録や普及に向けた取組の推進等）（再掲）
- 在宅生活が困難な方のため的高齢者福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス等）の適切な設置・運営（再掲）
- ICTを活用した地域の見守り力強化（再掲）
- いのちをつなぐネットワーク事業における「見つける」「つなげる」「見守る」取組みの推進（再掲）
- 重層的支援体制整備事業の実施（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
終活についてすでに準備している高齢者の割合	20.5%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
終活相談対応件数	116件	300件	実績	4
セーフティネット住宅登録戸数 (再掲)	5,632戸	6,000戸 (令和14年)	実績	8
高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合(再掲)	4% (令和2年)	4% (令和14年)	実績	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

施策の方向性2 介護サービス等の提供体制の充実及び介護保険制度の安定した運営

- 高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備や、介護人材の確保等に努めます。
- 質が高く必要な介護サービス等を提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するよう給付適正化事業に取り組むことにより、介護保険制度の安定した運営に努めます。

1 実情に応じた介護サービス基盤の整備

【施策の方向性】

在宅における中重度の要介護者等、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等をふまえ、柔軟なサービス提供が可能な地域密着型サービスや、居住系サービス等のサービス基盤整備を進めます。

サービス基盤の整備に際しては、地域医療構想や第8次医療計画による介護サービスの追加需要や、令和22(2040)年の中長期のサービス需要のピークアウトを見据えて、将来的な機能転換や多機能化に対応できるよう、本市の実情に応じた基盤整備に努めます。

【主な具体的取組み】

- 将来を見据えた介護サービス基盤の整備
- 在宅医療・介護の推進や介護離職の防止のための、介護サービスの整備
- 介護保険(施設・居住系)サービスの提供
- 施設等への円滑な入所の促進

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
介護保険制度について、「よい」または「どちらかといえばよい」人の割合	93.6%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
施設・居住系サービス利用者数	13,864名	増加	実績	9
在宅サービス利用者数	34,738名	増加	実績	9

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

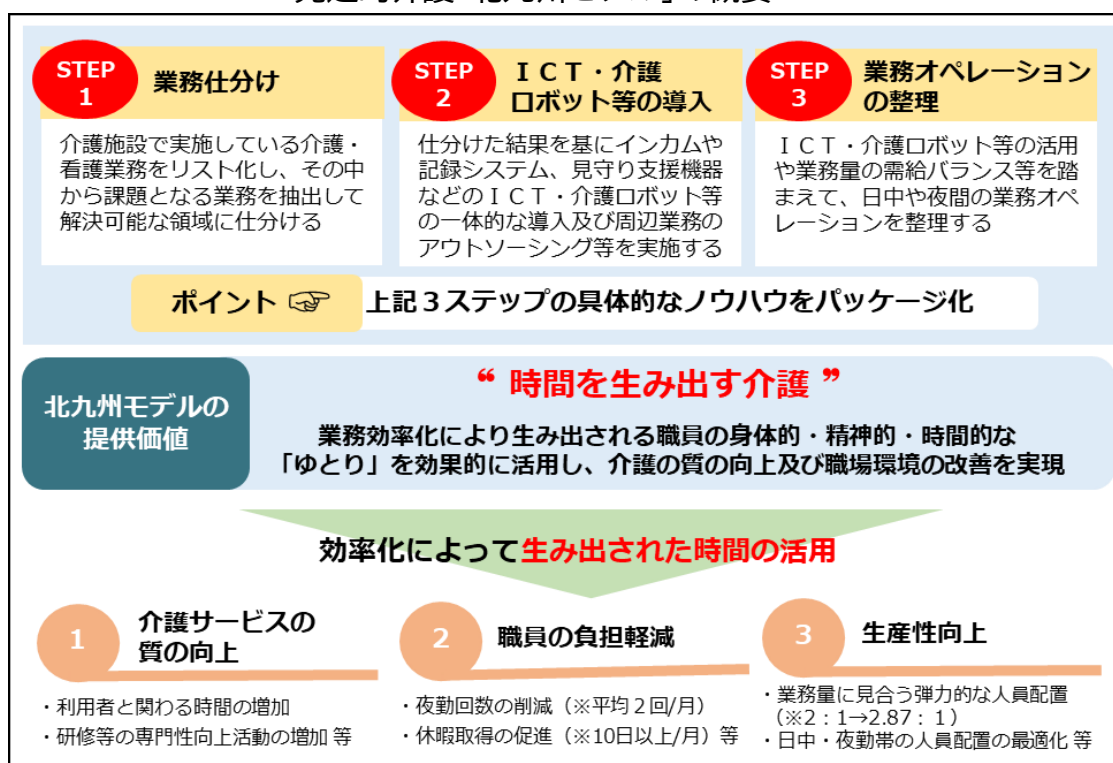
2 先進的介護等による生産性向上及び介護人材確保

【施策の方向性】

介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用した先進的介護「北九州モデル」の普及・促進により、介護現場におけるケアの質の維持・向上及び生産性向上に取り組みます。加えて、予測型介護や介護助手の活用策の探求など、先進的介護の深化・拡充を進めるとともに、地域全体に波及させるための発信力の強化にも取り組んでいきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、質の高い介護人材を、安定的に確保するため、外国人人材が安心して働ける環境づくりや、次世代に向けた介護職の魅力発信等に取り組みます。

先進的介護「北九州モデル」の概要



【主な具体的取組み】

- 先進的介護「北九州モデル」の推進
- 外国人の介護人材が長く安心して働ける環境づくり
- ハローワーク等との連携
- 介護サービス事業経営者への研修
- 次世代に向けた介護職の魅力発信

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
介護職員が充足していると感じる事業者数	38.7%	増加	介護保険サービス意向調査

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
介護ロボット等導入施設数	117施設	140施設 (令和7年度)	介護ロボットの導入状況等に関するアンケート	9
次世代に向けた介護職の魅力発信による市ホームページへのアクセス数	—	20,000回	実績	9
介護サービス事業経営者への研修の受講率	74.8%	100%	実績	9

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 介護サービスの質の確保及び適正な運営

【施策の方向性】

質の高い介護サービスを提供するためには、介護従事者の知識や技術の習得が重要です。小規模な事業所では、専門的な研修を自ら実施することが難しい状況もあることから、全てのサービスに関わる基礎的な内容や、職種・サービス別の専門的な内容について様々な研修を実施することで、介護サービスの質の確保と向上を支援していきます。

また、データに基づいた科学的介護や介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進、デジタル技術を活用した医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の活用等を進めることにより介護サービスの質の確保に努めます。

さらに、生活困窮高齢者に対して、介護保険料や利用料の負担を軽減する施策を実施する等、制度の適正な運営に努めます。

【主な具体的取組み】

- 介護サービス相談員の派遣
- 介護サービス従事者への研修
- データに基づいた科学的介護の推進
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化の推進
- デジタル技術を活用した、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の活用
- 介護保険サービスの利用者負担の軽減
- 社会福祉法人による利用者負担の軽減

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
介護サービス従事者への研修	1,827人	2,500人	実績	9

4 保険者機能の強化

【施策の方向性】

介護サービス基盤の整備とともに、健康づくり・介護予防の取組みが地域包括ケアシステムの構築に向けて適切に実行されているか評価するため、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化する必要があります。そのため、本市の地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標を定めるとともに、目標に対する実績評価を行うこと等に努めます。保険者機能の強化を図る観点から、評価指標に基づき、市町村等の行う様々な取組みの評価を行い、その結果に応じて国が交付する保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援等に資する事業に取り組みます。

また、介護保険制度を持続可能な制度とするために、要介護認定の適正化、ケアプランの点検及び医療情報との突合・縦覧点検等の介護給付適正化事業に取り組むとともに、新たに指定を受けた介護予防支援事業所への地域包括支援センターによる一定の関与により、介護保険制度の信頼感を高めます。

【主な具体的取組み】

- 保険者機能の強化・PDCAサイクルの推進
- リハビリテーション専門職の地域派遣（再掲）
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 給付適正化事業の重点化
- 医療費突合・縦覧点検
- 住宅改修における点検等
- 要介護認定の適正化
- ケアプランの検証・チェック
- 福祉用具の適正利用に向けた取組み
- 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント
- サービス提供事業者への指導

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
医療費突合・縦覧点検	20,328件	21,550件	国保連合会の集計

5 在宅生活を支援するサービスの充実

【施策の方向性】

在宅医療や在宅介護を必要とする高齢者が、自らの意思で自分らしく、住みたい場所で安心して暮らせるよう、介護保険サービス基盤の充実に取り組みます。具体的には、小規模多機能型居宅介護の整備や、令和6(2024)年に介護報酬改定で創設が予定

されている新たな複合型サービスの普及促進の支援等、介護保険の地域密着型サービス等の充実を図ります。

企業やNPO、ボランティアなど多様な主体によるサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させ、身体の状態や生活の状況に合わせた、より適切なサービスを選択できるようにすることで、生活機能の維持・向上を図り、身近な地域において介護予防に継続して取り組めるよう、自立・重度化防止に向けた支援を行います。

在宅高齢者等へのおむつ給付サービスや訪問給食サービスを実施することにより、在宅生活を支援します。

また、在宅生活を支える専門相談支援拠点の機能強化を図り、介護の仕方やICT・IoTの新しい技術、介護ロボット、福祉用具などの幅広い相談支援を行うことにより要介護者等を支えます。

【主な具体的取組み】

- 居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの更なる普及
- 在宅生活を支える専門相談支援拠点の運営
- 訪問介護等介護保険(在宅)サービスの提供
- 介護保険制度の広報・周知
- おむつ給付サービスの実施等
- 介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保
- 粗大ごみ持ち出しサービス等の実施
- 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
福祉用具や介護技術に関する相談(訪問)件数	2,537件、 うち訪問224件	3,350件、 うち訪問260件	実績

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
生活支援型訪問サービス従事者研修の修了者数	25人	50人	実績	3

施策の方向性3 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり

- 高齢者や家族のニーズや心身の状態に適した住宅や施設を選ぶことができる、暮らしやすい多様な住まいの安定確保を図るとともに、社会活動への参加や健康の増進に向けて外出の意欲を向上させる生活空間のバリアフリー化や外出支援に取り組みます。
- 高齢者が安全・安心に日常生活を送れるよう、感染症対策や防災・防犯対策、交通事故、熱中症やヒートショックなど温度差によるリスクなど、生活課題の解決に向けた取組みを進めます。

1 暮らしやすい多様な住まいづくりを応援

【施策の方向性】

安心して住み慣れた地域で、できる限り長く暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者や家族の多様なニーズをふまえたバリアフリー化や住宅改修への助成を行うなど、高齢者にやさしい住まいづくりを支援します。

また、健康で快適な暮らしが期待できる、住宅の高断熱・高气密化について、情報提供を実施し、普及を推進します。

さらに、民間賃貸住宅に入居しやすい仕組みづくりを推進し、情報提供や相談支援に取り組むほか、見守りのある養護老人ホーム・軽費老人ホームなどの施設や、介護サービスなどの提供により、地域包括ケアシステムの生活基盤となる住まいの安定的な確保に向けて、ソフト・ハード両面からの取組みを進めます。

【主な具体的取組み】

- 円滑に入居・住み替えができる情報提供や支援の充実
- バリアフリー化や断熱化など高齢者にやさしく、健康に暮らすことができる住まいづくりの促進（介護保険制度等による住宅改造助成、市営住宅のバリアフリー化、住宅相談、北九州市健康省エネ住宅推進等）
- 市営住宅の入居・管理の適正化（市営住宅における入居機会の確保、生活援助員やふれあい巡回員の派遣等）
- 民間による高齢者向け住宅の供給促進（高齢者向け優良賃貸住宅の有効活用、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）
- 住宅セーフティネット機能の充実（公的賃貸住宅との連携、セーフティネット住宅の登録や普及に向けた取組の推進等）
- 在宅生活が困難な方のため的高齢者福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス等）の適切な設置・運営
- 熱中症やヒートショックを防ぐための啓発活動

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
現在住んでいる住宅で「何も問題は感じていない」人の割合	39.2%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
セーフティネット住宅登録戸数	5,632戸	6,000戸 (令和14年)	実績	8
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	42% (平成30年)	75% (令和14年)	住宅・土地統計調査	8
高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合	4% (令和2年)	4% (令和14年)	実績	8
住宅の構造(段差・階段)や設備(便所・浴室)が高齢者に使いにくい人の割合	32.6%	減少	高齢者等実態調査 (一般高齢者)	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

2 外出したくなる環境づくり

【施策の方向性】

高齢者のコミュニケーションや社会参加につながる外出の支援を通じて、市民が自主性を持って健康を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが大切です。このため、民間事業者による高齢者が外出しやすいサービスの提供支援、公共交通空白地域における生活交通の確保、公共交通や交通事業者を補完する NPO・ボランティア団体の活動支援に取り組むとともに、日常生活圏域における様々な主体の連携による持続可能な高齢者の外出支援を推進します。

さらに、関係団体との定期的な意見交換や公共施設周辺の現地点検を実施し、歩行者が安心して歩行できる歩道等の整備など、バリアフリー化の推進に取り組みます。

【主な具体的取組み】

- 公共交通空白地域における生活交通を確保する、おでかけ交通の運行
- NPO・ボランティア・地域主体の生活支援や社会参加、健康づくりの取組推進
(買い物応援ネットワーク、シルバーひまわり、地域でGO!GO!健康づくり等)
- モビリティマネジメントの実施(地域、学校、高齢者等を対象に出前講演等を行うことで、公共交通への行動変容を働きかける)
- バリアフリー化の推進(施設・歩行空間、公共交通機関における鉄道駅、バス停周辺・車両・案内表記など)
- 高齢者の運転免許証自主返納支援

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
外出や移動のときに「特に困っていることはない」人の割合	52.8%	増加	高齢者等実態調査 (一般高齢者)

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステ ム
おでかけ交通の利用促進の取組み	8回	1回以上	実績	8
シルバーひまわりサービスの利用件数	4,241件	4,900件	実績	8
モビリティマネジメント啓発回数	5回	3回以上	実績	8
特定道路のバリアフリー化整備率	98%	100%	実績	8
運転免許自主返納数	3,000件	3,000件	実績	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目

3 安全・安心な生活を守る

【施策の方向性】

高齢者が、安全・安心に日常生活を送れるよう、近年の特殊詐欺等の消費者被害や交通事故の未然防止対策・日常生活や企業活動の中での見守りを取り入れた「ながら防犯」など、高齢者本人が地域住民として主体的に行う見守りや啓発活動が、より実効性の高いものとなるよう取り組みます。

また、災害時に適切な避難行動をとるために、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めるとともに、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援については、より実効性のある「自助・共助」を基本とする地域住民が主体となった取り組みを目指し、地域の見守り活動の活用について、関係団体との連携の強化を図ります。

高齢者施設等については、災害や感染症発生時において、入居者の生活を維持することや、できるだけ早期に通常時の生活に戻すことを定める計画であるBCPの策定、それに基づく訓練等の実施を支援し、緊急時の対応力の強化を図ります。

さらに、平時における感染症対策として、専門職が必要に応じて施設を訪問し、指導・助言を行うなど、感染防御力の向上を図ります。

加えて、高齢者世帯等を中心に、住宅火災による死者の発生を防ぐため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、緊急通報装置を設置し、迅速に消火・救急活動

ができる体制づくりに取り組みます。

【主な具体的取組み】

- 消費者被害防止に向けた取組推進（あんしんサポートメール、啓発講座等）
- 高齢者の交通安全対策
- 福祉避難所の設置及び避難者の受け入れ等
- 地区防災計画の策定
- 避難行動要支援者避難支援の促進
- 介護施設等における防災対策及び事業継続・避難確保計画の策定と効果的な訓練への支援
- 専門職による施設への感染症対策の訪問指導
- 防火安全対策の推進（住宅用火災警報器の設置、福祉施設の防火安全対策）
- あんしん通報システムの設置（再掲）

《成果指標》

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等
避難行動要支援者の個別避難 計画作成率	57.7%	85%	実績

【達成目標】

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	出典等	※ 地域包括 ケアシステム
地区防災計画の策定	38件	58件	実績	8
高齢者に対する消費者被害 防止の啓発講座受講者数	696名	1,000名	実績	8
介護施設における避難確保 計画の作成率	77.2%	100%	実績	8
あんしん通報システム新規 設置数	351件	増加	実績	8

※第3章3「地域包括ケアシステム構築状況と今後の方向性について」の該当項目